

岐阜市公立大学法人職員給与の支給基準について

1 職員の給与の考え方（地方独立行政法人法第57条）

- ・ 職員の給与は、職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。
- ・ 職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、法人の業務の実績、職務の特性、雇用形態等を考慮して定めなければならない。

2 岐阜市公立大学法人の職員の給与の支給基準の考え方

職員の退職手当以外の給与及び退職手当については、原則として岐阜市の制度及び運用に準じる。

3 職員給与の支給基準

給料及び諸手当を支給

(1) 給料

① 給料月額

法人職員給与規程の一般職給料表及び教育職給料表に基づき決定する。

② 給料の調整額

職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。（給料月額の100分の25の範囲内）

(2) 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当

手当	内容	支給概要
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する。	子 13,000円(特別加算5,000円/人) 配偶者以外 6,500円 (経過措置：令和7年度に限り) 子 11,500円(特別加算5,000円/人) 配偶者、父母等 6,500～3,000円)
地域手当	職員に支給する。	給料月額（扶養手当、管理職手当含む） ×100分の4（経過措置：令和7年度に限り 100分の5）
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受けてい	家賃額に応じて支給（上限28,000円）

	る職員に支給する。													
通勤手当	職員が通勤に使用する交通機関等、交通用具の区分に応じ支給する。	通勤距離が片道2km以上の場合に支給（上限55,000円） <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等の場合 交通機関等の運賃に応じる ・自動車等の場合 自動車等の利用距離に応じる 												
単身赴任手当	異動に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給する。	30,000円 交通距離に応じて加算												
特殊勤務手当	職員が特殊な勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが困難な事情があるときは、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">支給される職員の範囲</th> <th style="width: 40%;">支給額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学院指導手当</td> <td>研究室に大学院研究科の学生が配属されており、研究指導を担当する教員</td> <td> 教授 月額 20,000円 准教授 月額 15,000円 講師 月額 10,000円 助教 月額 5,000円 同一の教員に対し、大学院担当手当との重複支給は行わないものとする。 </td> </tr> <tr> <td>大学院担当手当（英語教育）</td> <td>大学院研究科において英語教育を担当する教員</td> <td> 月額 10,000円 同一の教員に対し、大学院指導手当との重複支給は行わないものとする。 </td> </tr> <tr> <td>大学院担当手当</td> <td>岐阜大学大学院連合創薬医療情報研</td> <td> 教授 月額 20,000円 准教授 月額 15,000円 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給される職員の範囲	支給額等	大学院指導手当	研究室に大学院研究科の学生が配属されており、研究指導を担当する教員	教授 月額 20,000円 准教授 月額 15,000円 講師 月額 10,000円 助教 月額 5,000円 同一の教員に対し、大学院担当手当との重複支給は行わないものとする。	大学院担当手当（英語教育）	大学院研究科において英語教育を担当する教員	月額 10,000円 同一の教員に対し、大学院指導手当との重複支給は行わないものとする。	大学院担当手当	岐阜大学大学院連合創薬医療情報研	教授 月額 20,000円 准教授 月額 15,000円
種類	支給される職員の範囲	支給額等												
大学院指導手当	研究室に大学院研究科の学生が配属されており、研究指導を担当する教員	教授 月額 20,000円 准教授 月額 15,000円 講師 月額 10,000円 助教 月額 5,000円 同一の教員に対し、大学院担当手当との重複支給は行わないものとする。												
大学院担当手当（英語教育）	大学院研究科において英語教育を担当する教員	月額 10,000円 同一の教員に対し、大学院指導手当との重複支給は行わないものとする。												
大学院担当手当	岐阜大学大学院連合創薬医療情報研	教授 月額 20,000円 准教授 月額 15,000円												

		<p>(連 合 大 学 院)</p>	<p>究 科 (以 下 「 連 合 大 学 院 」 と い う 。) に お け る 専 任 教 員</p>	<p>講 師 月 額 10,000 円 助 教 月 額 5,000 円 同 一 の 教 員 に 対 し 、 大 学 院 指 導 手 当 と の 重 複 支 給 は 行 わ な い も の と す る 。</p>
		<p>災 害 地 派 遣 手 当</p>	<p>異 常 な 自 然 現 象 又 は 大 規 模 な 事 故 に よ り 重 大 な 災 害 が 発 生 し 、 又 は 発 生 す る お そ れ が あ る 場 合 に 、 岐 阜 市 の 区 域 以 外 の 地 域 に お い て 、 災 害 応 急 対 策 、 災 害 復 旧 等 の 支 援 業 務 に 従 事 し た 職 員 こ の 場 合 に お い て 、 支 給 対 象 と な る 地 域 及 び 期 間 は 、 理 事 長 が そ の</p>	<p>業 務 に 従 事 し た 日 1 日 に つ き 、 1,000 円 (業 務 に 従 事 し た 時 間 が 4 時 間 未 満 の 場 合 は 、 600 円) 当 該 業 務 が 夜 間 (日 没 時 か ら 日 出 時 ま で の 間 を い う 。) に お い て 行 わ れ た 場 合 に あ っ て は 、 上 記 に 規 定 す る 額 に そ の 100 分 の 50 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 額 と す る 。</p>

			都度定める。	
		入試担当手当	学部の一般選抜及び推薦入学試験の問題作成、点検及び採点等の業務並びに連合大学院の入学試験業務に従事した教員	(1) 学部の一般選抜及び推薦入学試験の問題作成、点検及び採点等 予算の範囲内で理事長が別に定める額 (2) 連合大学院の入学試験業務 東海国立大学機構職員給与規程(令和2年度機構規程第54号)に規定する入試手当に準じた額
		公開講座等担当手当	法人の実施する公開講座又はこれらに類する教育活動(以下「公開講座等」という。)において講師の業務に従事した教員	(1) 岐阜薬科大学市民公開講座、岐阜薬科大学薬剤師生涯教育講座 1回当たり15,000円 (2) その他の公開講座等 前号支給額を参酌して、予算の範囲内で理事長が別に定める額
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給する。			1時間当たり給与額の100分の125～100分の175
休日給	休日等に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。			1時間当たり給与額の100分の135
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌			1時間当たり給与額の100分の25

	日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その特殊性に基づいて支給する。	職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 ¹ の100分の25の範囲内
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等に勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	勤務1回当たり12,000円又は6,000円を超えない範囲内
期末手当	基準日（6月1日及び12月1日）に在職する職員に支給する。	職員の給料月額、職務の級、在職期間等に応じ支給
勤勉手当	同上	職員の給料月額、職務の級、人事評価の結果、勤務状況等に応じ支給

4 職員退職手当の支給基準

法人を退職（解雇されたものを含む。）した職員（非常勤を除く。）に支給する。ただし、懲戒解雇の処分を受けた場合等を除く。

退職時の給料月額、退職事由及び勤続年数に応じた基本額と、職責に応じた加算額である調整額の合算により支給する。